平成２３年（フ）第７９７号
堺市西区津久野町２丁11番７号
債務者　和泉　政裕
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　信二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２５３号
愛知県豊田市千足町比丘尻952番地１　リード豊田102号
債務者　**柗**島　邦夫
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蜂須賀邦夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月３日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０３５号
札幌市豊平区豊平５条10丁目１番１―302号
債務者　岩渕　芳美
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６３号
長野市大字小柴見371番地１　トツアパート２Ａ、前住所長野県上田市常磐城３丁目３番19号　ドーマー株式会社内
債務者　花村　智子（旧姓落合・岩佐）
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　優太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８号
広島県三次市布野町上布野2103番地
債務者　向井殿　實
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川栄治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第１９号
広島県三次市布野町上布野2103番地
債務者　向井殿千鶴
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川栄治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第１８４号
福井市米松１丁目12番８号　アーバンライフ米松406号
債務者　牧野　　慶
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紅谷　崇文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月25日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６０号
岩手県北上市村崎野21地割124番地22　プルミエ村崎野102、前住所岩手県花巻市不動町１丁目７番地７
債務者　坂下　牧江（旧姓古澤）
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第２３９号
埼玉県春日部市中央２丁目15番地７第１春日部マンション609号、旧住所埼玉県春日部市粕壁6704番地２　扶桑ハイツ春日部501号
債務者　中野めぐみ
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３０９号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸3000番地95、旧住所埼玉県加須市旗井160番地５
債務者　新井　　実
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
埼玉県秩父市中村町３丁目10番33号
債務者　加藤　栄子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
新潟県長岡市大島新町４丁目４番地13
債務者　笹川　　剛
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２９９号
静岡県磐田市二之宮1351番地２　ジュネス24―110号室、前住所静岡県磐田市豊岡5115番地１　メゾンドアムール201
債務者　島田　勝彦
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
滋賀県長浜市湖北町留目１番地４　新日本寮Ｅ棟104号
債務者　中野　　淳
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第１６０号
岡山県倉敷市神田４丁目７番10号　プレジール石部Ｃ202号室
債務者　山西　由美
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
沖縄県那覇市寄宮３丁目12番８―301号マンションアンビシャン
債務者　干場　美季
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部